

2000年11月8日

吉 岡 齊

このメモでは、次の2点にわたって意見を述べる。

〔1〕国民意見反映の仕方に関する意見

〔2〕「長期計画意見反映版・11月8日付」（森嶋案）へのコメント

〔1〕国民意見反映の仕方に関する意見

1. 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（案）」に対して、国民意見が多数寄せられたことは、誠に喜ばしいことである。それは策定会議への国民的関心の高さを裏付けるものであり、その意味で策定会議の責任の重大さを改めて痛感させられるものである。1000件をこえる国民の意見を真摯に受け止め、それを適切に新長期計画に反映させることが、策定会議およびその全ての委員の責任であると思う。

2. しかしながら、国民意見反映の手続きが、極度に拙速な形で進められようとしていることは極めて遺憾である。

その具体的手続きについて、前回（8月11日）までの策定会議では一切議論されなかった。そこで筆者は、9月27日の「ご意見を聞く会」（東京）の打合せのおり、委員控室で森嶋座長代理に見解を尋ねたところ、「委員の間でまず意見を出し合ってもらってから、国民意見反映のさせ方を審議するつもりであり、具体的修正案をいきなりたたき台として出す予定はない」との趣旨の回答を得た（そこに多くの委員が同席していた）。その旨を筆者は10月2日の「ご意見を聞く会」（青森）で、意見発表者への回答として述べたが、誰もコメントをはさまなかった。ところが11月3日付けの速達郵便で、「森嶋案」がいきなり送られてきたので、驚愕した。

3. 資料送付から本日までに与えられたわずかな時間から考えて、委員の大多数にとっては、1000件以上の国民意見を一読するだけで精一杯である。多忙な委員の中には、それすら不可能な者も少なくないと思われる。（筆者は時間を無理に捻出し、意地で読了した。）つまり大多数の委員には、とても具体的な「反映案」を持ち寄るだけの時間的余裕はないと思われる。そうであるならば本日の会議では、総括的な感想を全員が出し合った上で、一般的な国民意見反映指針について議論するのが、精一杯であろう。にもかかわらず、いきなり具体的修文に関する提案書として、「森嶋案」が提出されたのは、いかにも唐突である。

4. これは国民意見採否の具体的方針の原案が、大多数の委員の頭越しに、座長代理とそれをサポートする事務局によって、事実上決定されることを意味する。これは国民意見の取り扱い方としては、はなはだ失礼なやり方である。国民はすべての委員に自分の意見を熟読してもらうことを期待して、意見募集に応じたのであり、座長代理とそれをサポートする事務局によって拙速な形で処理されることを望んだわけではない。

5. 差し迫った中央省庁等再編を考慮すれば、できるだけ早期に長期計画を確定することが、事務処理の上で重要であることを、筆者は重々承知である。また座長代理とそれをサポートする事務局が並々ならぬ労力を「森島案」作成や、それに関連する作業に注がれたことにも、（是非の評価とは別に）敬意を表するものである。

しかしながら、これほどまでに拙速な対応をしたのでは、原子力委員会にとって自殺行為となりかねない。国民意見のぞんざいな扱いは、国民意見募集の仕組みを空洞化させる。「どうせ失礼にあしらわれるのだから、もう金輪際知恵を貸してはやらないぞ」と、多くの国民は考えるかも知れない。そのことは国民にとっての原子力委員会の存在感を低下させる。それは長期計画ひいては原子力委員会そのものの廃止論に、拍車をかける恐れがある。実際、国民意見にもそうした不要論が散見される。

6. 筆者としては、国民意見をすべての委員が丁寧に検討し、採るべき意見を推薦する機会を与えるべきであると思う。具体的には、今回の「森島案」に制約されることなく、一週間程度の期限内に、具体的な修文についての提案を各委員から募集し、その採否について11月20日の会議で審議するのが妥当であると思われる。さもないと、策定会議の委員一同が、国民意見のぞんざいな扱いを容認したと、国民から理解されることとなるだろう。

なお国民意見の1通1通への回答が必要であると思うが、事務局がその原案を作成するとしても、策定会議として次回の会議で、その可否を審議する必要があると思う。

7. ところで筆者は、国民意見を通読し、次の4点に強い印象を受けた。

(1) 政策判断の基礎データ（たとえば原子力発電や核燃料サイクルなどの経済性に関するデータ）や、結論に至った判断プロセスについて、国民の多くから信頼されていないこと。国民が報告書案を熟読した上で、なおかつ「信頼を置けない」と判断したのだから、事態はきわめて深刻である。原子力の世界は虚偽情報が多く信用できない、というのは、以前から批判的オブザーバーの間で指摘されてきたことだが、JCO事故など一連の不祥事により、原子力の世界の信頼性は完全に崩壊した。それを再建せねばならないのに、「信頼を置けない」と国民の多くが評価したことは残念だ。

(2) 原子力開発利用の諸事業は選択肢のひとつであり、他の選択肢との比較によって、その推進の是非とあり方を判断すべきだという原則が掲げられているにも拘わらず、実際の各論的判断の手続きにおいて、この原則が適用されていないので、結論に説得力がない、という指摘が多く見られた。あらゆる事業について、その代替案（対抗的選択肢）についての十分な説明と、それを棄却した理由の説明をしなければ、国民に納得してもらうことは不可能である。これは(1)の部分集合に相当する意見であるが、多くの意見が寄せられたので独立項目とした。

とくに、もんじゅ早期運転再開の是非について、そのメリットがデメリットを上回ることの証明がないのに推進の結論が出されていることに批判が集中している。また再処理路線に関しては、直接処分路線との比較によって、その優位性を立証しなければならない。

(3) 日本が世界の趨勢とは異なる政策を採用することの妥当性に関する説明に、多くの国民が納得していないことが、判明した。「なぜ世界で断念したのに、日本だけ固執するのか」という趣旨の指摘が、あらゆる事業に関して集中的に寄せられた。これに説得力をもって答えるためには、日本のローカルな事情（それは原子力にとって有利な面もあれば、大地震リスクや地層の不安定さなどの自然条件のように、不利な面もある）について、世界と異なる道をとることの合理性を立証できるだけの説得的な説明が必要であるが、それが国民から認められていないことの意味は重大である。なおこれも(1)の部分集合に相当する意見であるが、多くの意見が寄せられたので独立項目とした。

(4) 具体的数字がほとんど示されない計画は、計画と呼ぶに値しないので、具体的数字を示すか、さもなくば指針や構想などと改称すべきだとの意見が、多数寄せられた。これにきちんと答える必要がある。民間事業については、目標年次や数値目標を政府が民間に押しつける権限はもちろんないし、民間が自主的な決定権をもつのは自明であるが、政府がどのような誘導措置を講ずるのが妥当であるかを判断する際に、大まかな具体的数字を念頭に置いていた方が好ましいケースが少なくないと思われる。一方、政府事業については、具体的数字を記載することは、権限上の難点を含まない。前回までの長期計画に掲げられた具体的数字が、あまりにも非現実的であったことは事実であるが、その原因を十分に反省した上でならば、現実的な数字を示すことは、権限上可能である。その点について再検討する必要がある。

以上の4点にとくに留意しつつ、修正案を作る必要がある。修文についての一般の方針がないまま、いきなり各論的な検討に入っているのが「森脇案」の最大の難点である。まず一般的な修文方針を決めた上で、該当する要修文箇所をリストアップし、具体的な検討を進めていくべきである。

なお、上記の留意事項に該当する箇所は、膨大な数にのぼるので、いちいち列挙することは今回は差し控えたい。改めてリストアップし、具体的な修文提案を示したい。

〔2〕「長期計画意見反映版・11月8日付」（森脇案）へのコメント

1. (2ページ8～10行目)

意見募集の経過についての具体的説明を追加すること。（ご意見を聞く会の回数・場所や、意見応募件数など）。

2. (6ページ中段)

8月以降の動きとして、台湾やベルギーの記述を追加してはどうか。（日本は世界第3位の「原発高密度国（地域）」であるが、両者が撤退すれば、世界第1位となる）。

3. (8ページ9行目)

せっかく原案が、原子力発電と核燃料サイクルを別記していたのだから、修文においても「原子力利用」など一括せずに、別々に記載するのが妥当。国民意見を見ても、双方別々に多数の批判が寄せられている。なお「抑制」よりも「当面の拡大停止と中長期的な撤退」とした方がより具体的でベターだと思う。

4. (9ページ9行目)

「国民に促す」を「国民を誘導する強力な政策を発動する」に改める。「促す」ではあまりにも弱すぎる。国民意見にも、政府の政策発動を促す意見が多かったと思う。

5. (12ページ中段)

処分事業の実施主体の具体的名称を入れた方が親切。

6. (12ページ下から7行目)

「最終処分」を「最終処分へ向けた取り組み」に改める。(最終処分のフィージビリティについて国民合意があるとは思えない。またこの修正は、33ページとも整合的であると思う)。

7. (15ページ17～19行目)

原案に戻すべきである。常識と知性を疑われるような記述を入れれば、たとえ1か所であっても、それが致命的な内容ならば、報告書全体の「信頼性」を崩してしまう。確認可採埋蔵量というのは物理的概念ではなく、経営的概念であるという点は、エネルギー問題に関する全ての専門書が、一致して認めるところである。それと反する記述を行うことは、報告書全体の「信頼性」(前述)を損なう。また教育上の悪影響が懸念される。俗悪な資源論を卒業し、冷静な比較優位の検討を行うべき時代である。そうすれば、エネルギー政策が知的に面白い分野であることを、多くの若者が理解してくれるようになることが期待される。

8. (27ページ15～16行目、18行目)

「原子力エネルギー」を「エネルギー全般に関する総合エネルギー教育と、その一環としての原子力エネルギー教育」に改める。また「原子力」を「エネルギー全般とそのひとつの選択肢としての原子力」に改める。「原子力関係機関」を「エネルギー関係機関全般とくに原子力関係機関」に改める。(エネルギーについて若者が無知であることを、教育現場において痛感している。たとえば天然ガスの主成分がメタンであることを、大多数の文科系学生は知らない。そのくせ化石エネルギーが枯渇するものという先入観を抱えていることが少なくない。これでは種々のエネルギー源の間の総合評価を、彼(彼女)らが行うことは不可能である)。

9. (37 ページ 4～8 行目)

ここは責任主体に関するけじめが曖昧であり、全面的な書き直しを要する。原子力安全委員会と規制当局は、「安全審査」に専念すればよい。また事業者である核燃料サイクル機構は、それを踏まえて万全の対策を講ずればよい。役割の明確な書き分けが必要。「社会の理解」は別問題である。

10. (38 ページ 5 行目)

修文に異論はないが、(是非を含めた)「検討」を着実に進めるという意味であると理解する。

11. (48 ページ以下)

資料編の図表については、オリジナルな出典を示すべきである。それによりいちいち分科会報告をチェックするという二度手間が省けるとともに、資料の性質についての適切な理解が得られる。

12. (53 ページ)

俗悪な資源論を持ち出すことは、報告書全体の信頼性を損なう恐れがあるので、削除が適切である。どうしても入れたいのであれば、次の補足説明を加えるべきである。

確認可採埋蔵量とは、石油・天然ガスに関しては、坑井(こうせい、鑿穴のこと)掘削により、油、ガスの存在が、地質学や油層工学の技法により合理的に確実と判断されている水平的・垂直的な油層の広がり内にある原始鉱量のうち、技術的・経済的に採掘に値する量を指す。

以上。